

浜田市議会議長 原田 義則 様

議員名 江角 敏和



調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 平成27年7月30日(木)～31日(金)

2. 研修項目 第1回地方議会研究フォーラム in 尾道
①基調講演～「議会改革への挑戦～実績と課題」
②パネルディスカッション「どうする地方議員の定数、報酬、～ホンネで討論～」
③講演～「地方創生と地方議会」
④講演～「真の二元代表制実現の方途」
⑤講演～「議会改革における課題と対応」
⑥講演～「人口減少社会における議会の役割と課題」

3. 研修先 しまなみ交流館シアトロシェルネ(広島県尾道市)

4. 参加者 西田清久 平石誠 小川稔宏 笹田卓 江角敏和

5. 研修経費 40,618円
(詳細は別紙)

6. 研修活動の概要と所感

今回の「第1回地方議会研究フォーラム in 尾道」へ参加したきっかけは、議会事務局から配布されたチラシを見てからだった。いま浜田市議会は、さらなる議会改革に向けて特別委員会を設置し、特に「通年議会」という大きなテーマを抱えていること、また「地方創生」と称して浜田市でも「人口ビジョン」と、「総合戦略」づくりが進められていることから、これにどう向き合っていくか、見解をもつべく勉強したいという気持ちから参加することにした。以下それぞれのテーマについて得たことを記したい。



①基調講演「議会改革への挑戦～実績と課題」講師 中邨章さん（明治大学名誉教授）

講演内容の大まかな項目は、「地方議会の冬の時代と議会人の矜持」、「変わらぬ地方議会」、「議会改革のこれまで」、「変わらない有権者～政治家認知度」、「議会改革と住民の関心」、「議会イメージの再認識」、「議会・選挙への関心」、「住民の議会関心が薄い3つの理由～2元制、代議制、定数と報酬」

「1. 二元制の意義と課題」、「2. 二元制の実際～強い議会」、「代議制の制度と現実」、「地方議会の定数と報酬」、「定数削減の課

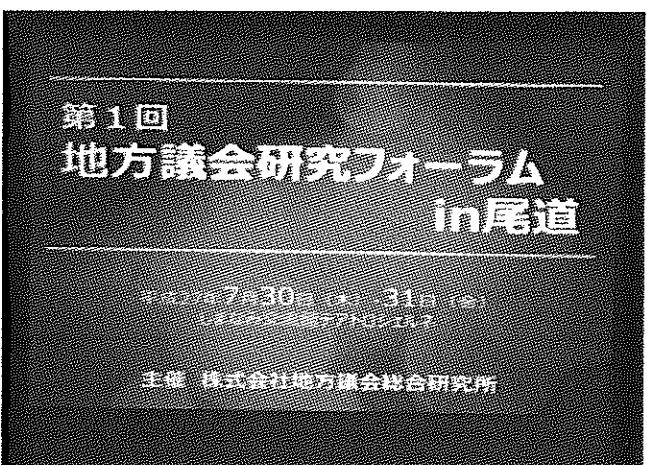
題」、「議員報酬と人材確保の苦悩」、「是正が必要な低い報酬」、「報酬・定数問題の緩和策」、「議会人になる壁」、「関心を呼ぶ議会への道」、「参加アクセスの不足」、「関心度の高い施策の検討」、「これから的重要施策」、「立法機能の充実」、「住民投票の実施状況」、「期待感の増幅と公共資源」、「これから議員像」であった。

この講演を聴きその後、浜田市議会の特別委員会で議論した事項は、「議会改革のこれまで」で、述べられた中の「議員間討議」については、浜田市議会においても基本条例に謳ってはいるものの実施できていなかったことから、本会議、委員会、全員協議会を想定して、議題にする方法や進め方を記した「自由討議実施要綱」を作成した。また、「1. 二元制の意義と課題」、「2. 二元制の実際～強い議会」のお話を参考に、浜田市議会にとって大きなテーマであった「通年議会」は、「通年会期制」として導入を特別委員会で確認ができた。併せて「議員報酬と人材確保の苦悩」、「是正が必要な低い報酬」のお話を参考に、これも特別委員会で議論し、「まとめ」を報酬審議会へ伝えることも確認した。さらに「からの議員像」で言われた5つの中の「ICTを駆使できる議員」も参考に、「IT化の推進」としてタブレットの導入も確認することができた。浜田市議会にとってまだ足りない点は、「立法機能の充実」である。議員や議会側からの条例提案と、その環境づくりを促進させていかなければならないと感じた。

②パネルディスカッション「どうする地方議員の定数、報酬、～ホンネで討論～」

ここでは、コーディネーター：佐々木信夫さん（中央大学院教授）、パネリスト：金井利之さん（東京大学教授）、野村稔さん（元全国都道府県議長会議事調査部長）、谷隆徳さん（日本経済新聞編集委員兼解説委員）によるパネルディスカッションが行われた。テーマは、「議員定数」、「報酬」、「年金」等々であった。

「議員定数」については、平成の合併前まで、都道府県議会議員も含め市町村議員数は、合計で6万3千人いたものが、昨年7月時点で約3万4千2百人へ激減した。共通していたのは、多用な住民の意見を反映するにはある程度の議員数は必要だ、ということだった。また、地方自治法に議員定数の最小限を規定すべきという声もあった。浜田市議会も合併





時に36名の議員数が現在では24名となっているが、現在今期の任期4年の折り返しを迎える中で、この議員定数について、今後議論していくなければならない課題である。

「報酬」については様々な考えがあったが、なかなか「こうあるべきだ」、「いくらが正当な額か」ということでは、学ぶことができなかつた。

また「議員年金」については、既に廃止されたもので、なぜテーマにあげられたのか分からなかつたが、話を聞いていると廃止時に「新たな年金制度について検討を行うこと」等の付帯決議も可決されたという、経緯があることから議論の遡上にあげられたようだ。

③講演～「地方創生と地方議会」　講師　金井利之さん（東京大学教授）

この講演の中項目は、1. 「地方創生」の政治的効能、2. 「地方創生」の自治体への副作用、3. 「地方創生」の少子化対策への副作用、4. 「地方創生」の副作用を抑えるための方策、であり総じて現在の「地方創生」へは、批判的見地からのお話であった。特に「おわりに」で、以下のように言われたことが印象的であった。

「…議会に特有の任務は？ 執行部が拙速・無節操・自虐に走りがちなときに、ブレーキをかけること。執行部の政策を、①長期的 ②経済性 ③社会性 ④都市性の観点からチェックすること。特に大都市圏自治体が、共同・連帶して、企業や地域社会・文化に働きかけて、少子化対策に真摯に取り組むこと。…企業と子育ての責任意識が変わらない限り、少子化問題は解決しない」と。後に何冊かの人口減少をテーマにした文献も読んだが、同じような考察が多かった。以上のような点も踏まえ、浜田市議会の9月定例会で一般質問に活かさせてもらった。

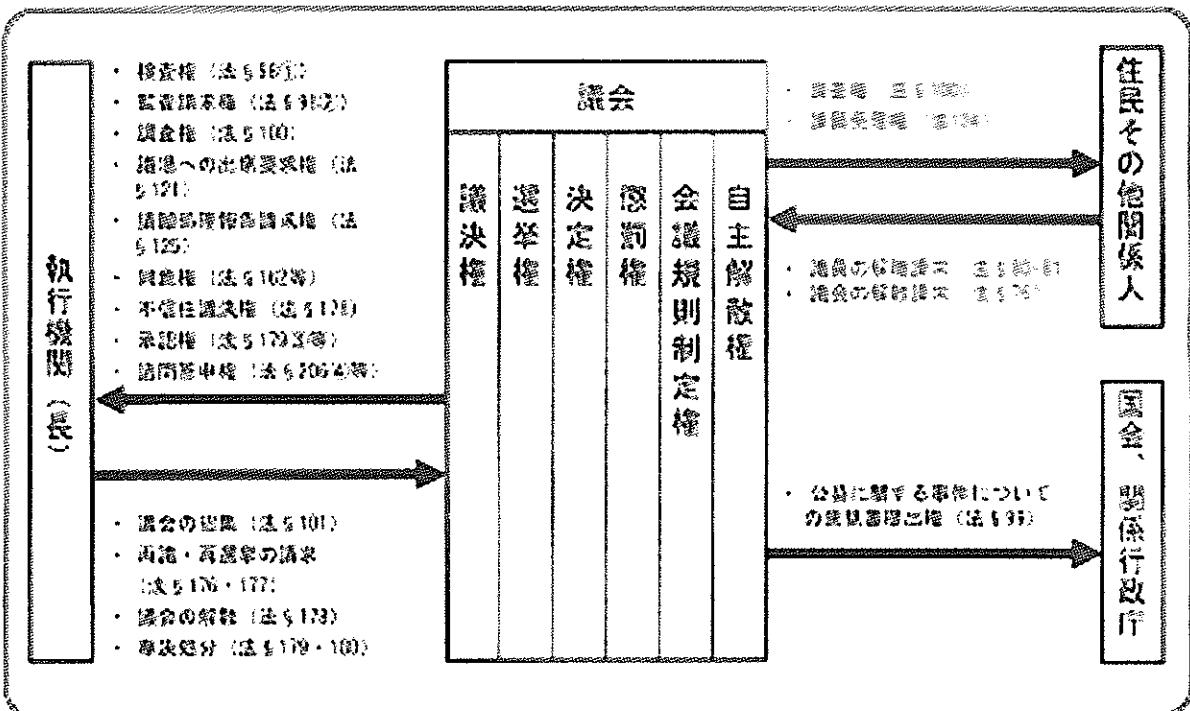
④講演「真の二元代表制実現の方途」　講師　幸田雅治さん（神奈川大学法学部教授）

ここでの項目は、「監視機能の強化」、「議会事務局の独立性確保」、「専門的知見の活用」であった。資料にも「地方議会の権限」、「地方議会の議決権」、「検査権、監査兼、調査権」などが掲載しており、講演で一字一句話された訳ではないので、この報告書に転載(次ページ以降)しておき、今後の議会活動でも活用したい。

その他、予算議決権(予算修正)では、○減額修正は当然に可能 ○増額修正には限界(自治法97②)「長の予算の提出の権限を侵すことはできない」1. 予算の趣旨を損なうかどうかで判断(ケースバイケース)内容、規模、予算全体との関連、影響等を総合的に判断

2. 総額を増額する場合と総額の範囲内で款項の増額を行う場合も含む…等も改めて学び直すことができた。

地方議会の権限



地方議会の議決権

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項各号に別擧されているほか、同条第2項において、条例で議決事件を追加することができるとしている。

議決事件

- ① 条例の制定・改廃 (法 514)
- ② 預算の議決 (法 5211・218)
- ③ 決算の認定 (法 5233)
- ④ 地方税の賦課徴収・分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収
- ⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で柔軟で定める額以上の契約の締結 (令 5121の2(1))
- ⑥ 財産の交換・出資・支払予掲としての使用・譲りな外様なくしての譲渡又は貸付け
- ⑦ 不動産の信託 (法 5251)
- ⑧ 政令で定める額以上での不動産・動産、不動産借貸の受益権の買入れ・売出しの契約のうち、政令で定める基準額以上で柔軟で定める額以上の契約の締結 (令 5121の2(2))
- ⑨ 貸付金の寄附・贈与
- ⑩ 権利の放棄
- ⑪ 案例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用 (法 5244の2(2))
- ⑫ 地方公共団体が当事者である不動産取引・譲り・相続・あっせん・調停・仲裁
- ⑬ 損害賠償額の決定
- ⑭ 公共的団体等の活動の開会調整
- ⑮ 法律又はこれに基づく法令により議会の権限に属する事項 (例: 施設管理者の指定、外部監督契約の締結、地方道路の認定 等)
- ※ このほか、条例で地方公共団体に関する事項について議会の議決事項を定めることができる (法 5162の2)

※ 専門的事項に係る調査 (法 5100の22)

議会の審査又は当該団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる。

検査権、監査権、調査権

検査権(自治法98①)

- 書類及び計算書の検閲、報告の請求を認めた執行機関の事務の管理、議決の執行、出納の検査の手段(いつでも可能) * 対象外事項あり
- 法的効果なし(条例、予算等の審議に反映)
- 議決により委員会に委任することが可能
- 実地の検査は不可(実地の検査は監査請求の方法による)

監査請求権(自治法98②)

- 監査委員に監査を求め、監査の結果に関する報告を請求 * 対象外事項あり

調査権(自治法100①～⑤) (「百条調査権」)

- 次のいずれかを対象事項として調査権を行使するか議決の上、手続開始 * 対象外事項あり

①議案調査：既に議題となっている事項又は将来議題に上るべき基礎事項

②政治調査：世論の焦点となっている事件

③事務調査：地方公共団体の重要な事務の執行状況

- 強力な担保手段

①選挙人その他の関係人の出席、証言、記録提出請求権(100①)

・罰則による強制・議会の告発権(100⑨)

・正当の理由なく不出頭、記録提出の拒否、正言拒绝した者(100③)

・宣誓して証言しながら虚偽の陳述をした者(100⑦)

・証人が公務員または公務員であった者である場合の特例(守秘義務との調整)(100④)～(6)

②民事訴訟の証人尋問の規定の準用(100②) (因故調査と異なり罰則、過料等による担保なし)

③当該地方公共団体内の団体等(国を含まず)への照会、記録提出の請求への応諾義務(100⑩)

- 調査に要する経費(100⑪)

- 議決により委員会に委任することが可能(「百条委員会」)

⑤講演「議会改革における課題と対応」 講師 広瀬和彦さん (明治大学講師)

ここでは、1. 選挙の意義 2. 付属機関の設置 3. 通年会期における留意点、で話があった。特に3の通年会期における留意点について、話や資料へあった導入による「メリット」と「デメリット」については、議会改革推進特別委員会でも紹介し、メリットを活かし、デメリットを極力解消する方法での「通年会期制」の導入を、①で記したように確認することができ、講演が大変に役立った。

⑥講演「人口減少社会における議会の役割と課題」 講師 中山久仁彦さん(明治大学教授)

この講演では、1. 自治体議会をとりまく環境
2. 地方分権で拡大する自治体議員の責任 3. 注目される議員のあり方 4. 人口減少社会と地方創生 5. 地方創生で問われる自治体議会の役割と課題の項目順で話された。地方創生関連のお話は③での金井利之さんの考えより柔軟で、「地方創生」の主役は自治体で、地域の即した地方創生戦略策定には自治体議会の役割が重要、そして議会が議会として機能することができる体制づくりが求められると…。こうした両者の提起を参考に「総合戦略」づくりも捉えたい。(以上)

